

令和 5 年 6 月 11 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01394

研究課題名（和文）既存の海洋法秩序への挑戦—国家管轄権外区域における海洋環境の保護

研究課題名（英文）New Legal Framework for Protection of the Marine Environment in the ABNJ: New Obligations for States under the Law of the Sea?

研究代表者

佐藤 智恵 (Sato, Chie)

明治大学・法学部・専任教授

研究者番号：80611904

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、国家管轄権外区域(ABNJ)における海洋生物多様性の保護のための新条約(BBNJ)の作成に関する国連での議論を踏まえながら、研究対象をABNJにおける海洋環境全般の保護に広げることにより、海洋生物・海洋汚染にも適用可能な、包括的な海洋環境保護法の態様を、EUの法政策を踏まえた上で提案することである。海洋環境（生態系・汚染防止等）の保護を効果的に行うためには、ABNJとしての公海及び深海底を含む海洋をglobal commonsとしてとらえることが重要であるとともに、海洋環境保護に係るDue Dilligenceの果たす役割及びそのための理論の再考が必要であるとの結論に至った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、研究を進める当たり、近年発展した国際環境法の原則と、「公海自由の原則」を認める伝統的な海洋法の原則との整合性を確保するための新たな法理論を探求することを目指して、EU法の実例を参照しながら、既存の理論とグローバル化する国際社会の現実に対応するための法理論を発見しようとした点である。また、社会的意義は、国家管轄権外区域における海洋生物多様性の保護のための新条約の作成に関する国連での最新の議論を踏まえることにより、研究成果を国際社会の実情に即した、より実践的なものにできた点であり、そのような研究成果を日本語（論文・著書）及び英語（論文）で公表した。

研究成果の概要（英文）： This research aims to propose an effective legal framework for protection of the marine environment including ABNJ for which the special rules are applied by the UNCLOS. The proposed framework should be applied not only for protection of the marine biodiversity including fauna and flora, but also for reducing marine pollution from various sources as an overarching framework. To consider the issue, firstly, this research focuses on the BBNJ negotiation process taken in UN and has analyzed whether and how the new BBNJ will change existing international law principles and relevant obligations of States including due diligence. In addition to the BBNJ negotiation process, the relevant EU laws and regulations which are legally binding for 27 MS are taken into consideration, so that the proposed framework is to be effectively applied for the international society.

研究分野：海洋環境法

キーワード：EU海洋環境法 国連海洋法条約 国家管轄権外区域 相当の注意義務 海洋保護区 生物多様性

1. 研究開始当初の背景

1982年に採択された国連海洋法条約(UNCLOS)により、海洋における国家管轄権の態様は一定程度明らかにされた。すなわち、領海・排他的経済水域・大陸棚には“一定の国家管轄権”が認められると同時に、伝統的な海洋法理論である「海洋自由の原則」を体現する「公海自由の原則」が維持された。しかしながら、近年の一部の国による漁業資源の乱獲や2010年の生物多様性条約(CBD)締約国会合での「遺伝資源の利用に関する名古屋議定書」の採択を機に、漁業資源を含む海洋生物資源の持続可能性の確保、特に深海底に多く存在すると予想される海洋生物遺伝資源開発に係る先進国と後発国・途上国との間での開発の権利・利益配分のあり方に関する国際的な議論が活発になった。このような中、国家管轄権外区域(公海及び深海底)における海洋生物多様性の保護については、第1に既存の海洋法秩序には十分な規定がないこと、第2にそのような海域で海洋生物資源を利用・開発できるのは一部の国に限られており利益配分制度等の新制度が必要であることを理由として、2017年、新条約作成のための議論が国連で本格的に始まった。しかしながら、新条約の作成は「公海自由の原則」を制限することになり、その内容について国家間での意見の相違が大きい。国際法の理論においても、既存の理論との整合性を如何に確保すべきか等の議論が錯綜している状況であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、こうした背景を踏まえ、新条約作成に関する議論を参照しながら、研究対象を海洋環境全般に広げ、国家管轄権外区域も含む、海洋生物・海洋汚染にも適用可能な、包括的な海洋環境保護法のためには、既存の海洋法秩序に基づく海洋環境保護関連のルール及び国家管轄権原則をどのように変更するのか、そのために「公海自由の原則」がどの程度制限されるべきか、その際の法的根拠は何かを探求するしようとするものである。

3. 研究の方法

本研究は、3段階に分けて行った。第1段階では、国家管轄権外区域における海洋生物多様性保護のための新条約の作成に関する国連での議論について、法的根拠、既存の国際法(海洋法や環境法)との整合性、実効性の観点から議論を整理・分析した。第2段階では、第1段階の検討結果を基に、国家管轄権外区域における海洋環境保護のための新たな国際ルール作成の課題を、複数の加盟国に法的拘束力のある形で適用されるEU法及びEUの関連政策を参照しながら検討した。第3段階では、これまでの研究を踏まえ、国家管轄権外区域も含む、海洋生物・海洋汚染にも適用可能な、包括的な海洋環境保護法について、国家が負う義務の態様、国際的な履行確保制度を提案することを試みた。

4. 研究成果

驚くべきことに、本研究期間の最後である23年3月にBBNJ新協定が合意され、本最終報告書をまとめている23年6月にニューヨークで開催される国連海洋法条約締約国会合(SPLoS)で採択されることになった。したがって、本研究課題については、23年6月に正式に採択されるBBNJ新協定の条文をもとにさらなる検討を行い、研究最終成果の精緻化が求められる。

以上の点を留保した上で、これまでの研究成果として、国家管轄権外区域における海洋生物多様性の保護のための新条約の作成に係る議論の動向を踏まえると、国家管轄権外区域の海洋環境の保護を効果的、かつ、これまでの国際法と整合性を確保した上で実現するためには、国家管轄権外区域としての公海及び深海底をglobal commonsとしてとらえることが必須であると考えられる。

Global commonsとしての海洋環境保護を効果的に行う法的枠組みとして、第一に、国際法に基づいて国家が負うdue diligence義務の態様を一定程度明確にする必要があると思われる。その点について、本研究では、国際法、EU環境法・ドイツ環境法を踏まえて検討した。その結果、国家管轄権外区域における海洋生物多様性保護のための新条約案をもとに、条約案で想定されている主権国家が負う義務に関し、伝統的な国際法上のdue diligence義務の内容(既存の国際的及び地域的な海洋環境保護に関する条約に基づく国家の義務)とBBNJ条約案を比較すると、flexibilityが利点とされてきたdue diligenceであるが、BBNJ新協定を含む、近年の国際環境条約では、due diligenceの内容が具体的に規定される傾向にあるのではないかと結論に至った。このことは、BBNJ協定案の規定内容と既存の条約等を比較するとわかる。すなわち、BBNJ新協定の規定内容は4つに分けることができるが、そのうちの海洋保護区や環境影響評価については、これまで制定された海洋保護区の選定方法や環境影響評価で求められる要素などを反映した条文案となっていた。第二に、海洋及び海洋生物資源をglobal commonsとしてとらえる場合、海洋環境保護を効果的に行うためには、BBNJ新協定のような多数国間条約(国際海洋環境法)の制定が望ましいことは明ら

かであるが、個別国家の事情(当該海域を開発する能力のある先進国及び事業者、利益配分を求める途上国等)に配慮することが困難となることも否定できず、国際社会の実情に対応できるような現実的な多数国間条約を締結することは容易ではないことは明らかである。ここで EU は 27 の加盟国から成るが、EU が制定する法 (= EU 法) は 27 加盟国共通法として、国内法的作用をもたらす。つまり、EU 法は 27 加盟国に平等に適用され、実施されなければならない。その上で、「国家管轄権外区域を含む、海洋生物・海洋汚染にも適用可能な、包括的な海洋環境保護法の態様」として、global commons としての海洋環境を保護するためには、複数国家で実効性を有する EU 法の実行と理論を援用することが有益である。もっとも、EU 加盟国は加盟前に EU アキに同意することを求められるため、主権国家の併存でなる国際社会における国際法の適用とは状況を異にする点は注意すべき点である。また、国際環境法分野では議論をリードする EU の姿勢は、純粋に EU スタンドを国際ルールに反映するという EU の理想を実現化するという側面のみならず、EU の経済成長等を目的とする等、他の側面からも考察が必要である。BBNJ をはじめとする新たな国際規制を自国(地域)のチャンスととらえるような動きが EU に見られる点は、今後の国際社会のルールメイキングを予測する際に参考となるであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 4件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Chie SATO	4. 巻 25
2. 論文標題 The Necessity of a Global Legal Framework for Protection of Marine Biodiversity in Areas Beyond National Jurisdiction: Could the BBNJ Agreement Provide the Basis for an Integrated Framework?	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Max Planck Yearbook of United Nations Law	6. 最初と最後の頁 584-624
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Chie SATO	4. 巻 Band 11
2. 論文標題 Revisiting Japan: Whaling after the Withdrawal from the ICRW	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Festschrift fuer Professor Gilbert Gornig	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 佐藤智恵	4. 巻 8
2. 論文標題 英国のEU離脱（Brexit）とEUの漁業政策	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 59-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Chie SATO	4. 巻 37
2. 論文標題 Effective protection of marine living resources in Asia Pacific Region; What can we learn from the EU experience?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Chinese (Taiwan) Yearbook of International Law and Practice	6. 最初と最後の頁 40-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤 智恵	4. 巻 -
2. 論文標題 EU環境法のチャレンジ 国家管轄権外区域における海洋環境保護と予防原則	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 CHIE SATO	4. 巻 -
2. 論文標題 EU's effective protection of marine living resources and its implication for the Asia-Pacific region - What can we learn from the EU experience?	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Chinese (Taiwan) Yearbook of International Law and Affairs	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤智恵	4. 巻 印刷中
2. 論文標題 「EU環境法のチャレンジー国家管轄権外区域の海洋環境保護と予防原則」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Chie SATO
2. 発表標題 Necessity of Global Legal Framework for Protection of Marine Environment and the Role of Due Diligence and Effective Implementation of Rule of Law
3. 学会等名 Ninth Annual Cambridge International Law Conference (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 CHIE SATO
2. 発表標題 Effective Protection of Marine Living Resources in Asia Pacific Region-What Can We Learn from the EU Experience?
3. 学会等名 ILA-ASIL Asia-Pacific Research Forum (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐藤智恵
2. 発表標題 BrexitがEU締結の国際条約に与える効果 漁業・海洋環境保護法を例として
3. 学会等名 一橋EU法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐藤智恵
2. 発表標題 「EU環境法のチャレンジャー-国家管轄権外区域の海洋環境保護と予防原則」
3. 学会等名 第25回一橋EU法研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 佐藤智恵	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 294
3. 書名 EU海洋環境法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------